

## メイド・イン・ウベ新商品モニター支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、メイド・イン・ウベ新商品モニター支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 補助金は、メイド・イン・ウベものづくり支援事業補助金で製品化された新商品（以下「メイド・イン・ウベ新商品」という。）の設置者に対し、設置した当該商品のモニターになってもらうことにより、メイド・イン・ウベ新商品の販路開拓、改良等を支援することを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 国内に住所を有する者、又は国内に事業所を有する事業者であって法人登記又は開業届を行っている者であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等（法人の役員、又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が、宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団員密接関係者でない者であること。

### (補助対象商品)

第4条 この補助金の対象となる商品は、別途市長が指定するメイド・イン・ウベ新商品のうち未使用のものとする。

### (補助対象経費及び補助額)

第5条 この補助金の対象となる経費は、商品本体の購入代金及び設置にかかる費用（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とし、予算の範囲内において、1件あたり20万円を上限とする。
- 3 前項の規定により算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象商品の購入前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) メイド・イン・ウベ新商品モニター支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助対象経費の内訳が明記されている契約書又は見積書の写し
- (3) 設置商品の型式、形状等の仕様の分かる書類
- (4) 設置場所及び付近の見取り図
- (5) 設置予定箇所の写真
- (6) 法人の場合、登記事項証明書又は開業届（写しでも可）
- (7) 市税納税証明書（市税に滞納がないことを証明する書類）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 補助金交付申請書類の提出期限は、年度ごとに別に定める。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項各号の申請書等が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、当該申請書等を提出した者に対し、補助金の額をメイド・イン・ウベ新商品モニター支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(商品の購入及び設置)

第8条 補助金の交付決定前に補助金に係るメイド・イン・ウベ新商品を購入及び設置してはならない。

2 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該年度ごとに別に定める月の末日までにメイド・イン・ウベ新商品を設置するものとする。

(交付内容の変更等)

第9条 交付決定者が、補助金の交付決定後に当該交付決定の内容を変更しようとするとき又は設置を中止しようとするときは、メイド・イン・ウベ新商品モニター支援事業補助金交付決定内容変更等承認申請書(様式第7号)により市長に申請しなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の20%以内の増減

(2) 補助事業に影響のない程度の交付決定内容の細部を変更する場合

2 市長は、前項の規定による申請を受けてこれを承認した場合は、メイド・イン・ウベ新商品モニター支援事業補助金交付決定内容変更等承認通知書(様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。

(設置報告)

第10条 交付決定者は、設置を完了したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(モニター報告書の作成の依頼)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、交付決定者に対し、メイド・イン・ウベ新商品のモニター報告書の作成を依頼するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、モニタリングが完了したときは、遅滞なくメイド・イン・ウベ新商品モニター支援事業補助金実績報告書(様式第4号)と併せて次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 市長が別に定めるモニター報告書

(2) 購入費及び設置費に係る領収書の写し

(3) 設置状態を示す写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第13条 市長は、前条の規定に基づく報告書の提出があったときは速やかにこれ

を審査し、適正と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、メイド・イン・ウベ新商品モニター支援事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第14条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかにメイド・イン・ウベ新商品モニター支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定者から請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適正であると認めるときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱又は補助金の交付決定の内容若しくは補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が補助金を交付することが不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、第13条の規定により補助金の額を確定した以後においても適用されるものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命じるものとする。

（遅延利息）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の返還を命じた場合において、当該返還すべき金額を指定した期日までに交付決定者が納付しなかったときは、宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）第230条の規定により当該交付決定者に督促状を発するものとする。

2 市長は、前項の規定により督促を受けた交付決定者が督促で指定した期限（以下「指定期限」という。）までに納付しなかったときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第57号）第2条に定める利率により計算した額を遅延利息として納付させなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（現地調査）

第18条 市長は、必要に応じてメイド・イン・ウベ新商品の設置状況等について、現地調査を行うことができるものとする。

（取得財産の管理義務）

第19条 交付決定者は、メイド・イン・ウベ新商品をその法定耐用年数の期間において、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に

従って、その適正な運用を図るものとする。

(協力)

第20条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じてメイド・イン・ウベ新商品の利用状況等の情報提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月15日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行後、3年以内に補助金の必要性について検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。